



神石高原町公売会 ガイドライン

神石高原町 住民課

神石高原町公売会 ガイドライン

神石高原町公売会(以下「公売会」という。)に参加していただくには、以下の神石高原町公売会ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)をよくお読みいただく必要があります。

第1 公売会の参加条件など

1 公売会の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができません。)

- (1) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加(委任状が必要)する場合を除きます。
- (2) 日本語を完全に理解できない方。
- (3) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方。
- (4) 神石高原町が定める本ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (5) 公売財産の買受人について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方。

2 公売会参加にあたっての注意事項

- (1) 公売会は、国税徴収法などの規定にのっとり神石高原町が執行する公売手続きの一部です。
- (2) 買受代金の納付期限までにその代金を納付しない買受人(売却決定を受けた最高価申込者など)は、換価処分を妨げる結果となることを知りながら、故意に買受代金を納付しないものとみなされます。したがって、国税徴収法第108条第1項第4号に該当し、以後2年間神石高原町の実施する公売に参加できなくなります。
- (3) 公売会に参加される方は、神石高原町において閲覧に供されている公売広告などを確認し、下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。
- (4) 公売会においては、特定の売却区分(公売財産の出品区分)の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

3 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は町税などの滞納者の財産であり、神石高原町の所有する財産ではありません。
- (2) 神石高原町は公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。
- (3) 買受人が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。したがって、買受代金納付後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

第2 入札形式で行う公売会手続き

1 公売会への入札

(1) 入札

入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

神石高原町は、国税徴収法第92条及び第108条第1項の規定に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 最高価申込者の決定

(1) 最高価申込者の決定

入札終了後、神石高原町は開札を行い、売却区分(公売財産の出品区分)ごとに、公売会の入札において、入札価格が見積価格以上でかつ最高価格である入札者を最高価申込者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

(2) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。

- ① 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(町税など)について完納の事実が証明されたとき。
- ② 最高価申込者が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

3 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

神石高原町は、公売広告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

① 売却決定金額

公売財産が消費税法上の課税財産の場合、落札価格(最高価申込価格)に落札価格の8%の金額(消費税相当額)を加算した価格を売却決定金額とします。(1円未満の端数がある場合は切り捨てます。)

公売財産が混在財産または非課税財産の場合、落札価格を売却決定金額とします。

② 買受人(売却決定を受けた最高価申込者)が買受代金を納付しなかった場合

神石高原町が買受人の買受代金納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、当該公売は成立しません。

(2) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人(売却決定を受けた最高価申込者)に移転しません。

- ①売却決定後、買受人(売却決定を受けた最高価申込者)が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(町税など)について完納の事実が証明されたとき。
- ②買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。
- ③買受人が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

4 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金は、売却決定金額となります。

(2) 買受代金納付期限について

買受人(売却決定を受けた最高価申込者)は、神石高原町が買受代金納付期限までに納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金が納付された時点で、公売財産の所有権が買受人に移転します。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は売却決定後、買受代金の納付期限までに神石高原町へ現金により納付してください。

第3 公売財産の権利移転及び引き渡しについて

1 公売財産が動産の場合の権利移転及び引き渡しについて

神石高原町は、買受代金の納付を確認した後、公売物件の引き渡しを行います。

(1) 公売財産の引き渡し

- ①公売財産の引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- ②公売財産の引き渡しは、原則として神石高原町役場内で行います。
- ③買受人は、買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。
「保管依頼書」は、公売会終了後、神石高原町に提出してください。
- ④買受人は、送付による公売財産の引き渡しを希望する場合、「送付依頼書」の提出が必要です。「送付依頼書」は、公売会終了後、神石高原町に提出してください。送付による引き渡しを希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、神石高原町は一切責任を負いません。また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引き渡しはできない場合があります。
- ⑤公売財産が神石高原町以外の者に保管されているときは、買受人は神石高原町から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引き渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、神石高原町から買受人に対して公売財産の引き渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引き渡しを拒否しても、神石高原町はその現実の引き渡しを行う義務を負いません。
- ⑥一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 注意事項

- ① 神石高原町は公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。
- ② 買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したとき、危険負担は買受人に移転します。したがって、買受代金納付後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引き渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。
- ③ 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引き渡し後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。
- ④ 買受代金の持参、公売財産の受け取りまたは「売却決定通知書」の受け取りなどを代理人が行う場合は、代理権限を証する委任状、買受人と代理人双方の印鑑登録証明書を神石高原町に提出し、代理人の身分証明書を提示してください。

(3) 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

- ① 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。
- ② 買受人が送付による公売財産の引き渡しを希望する場合、送付に係わる費用は買受人の負担となります。
- ③ その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。